

原管発官29第109号

平成29年 7月14日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管

柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更（読み替え）について

「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成29年7月14日より
次回修正までの間、添付資料のとおり一部変更（読み替え）して運用させていただきますので、
よろしくお願ひ致します。

添付資料

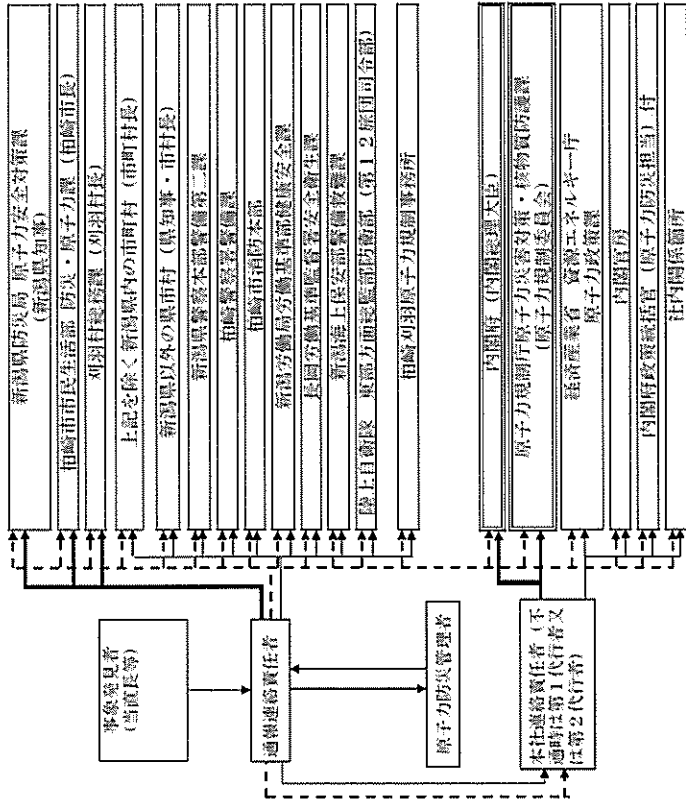
- ・ 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

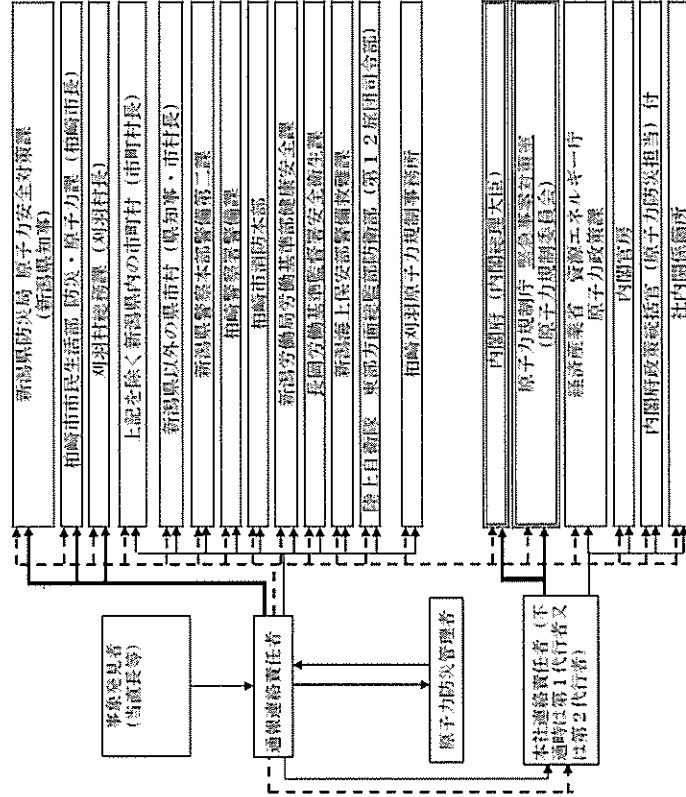
※注記：「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は，“下線”にて明示しています。

別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路



□ : 原子力災害対策指針に基づく通報先
 → : 電話によるファクシミリ着信の確認
 - - - : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による送信)
 → : 電話等による連絡

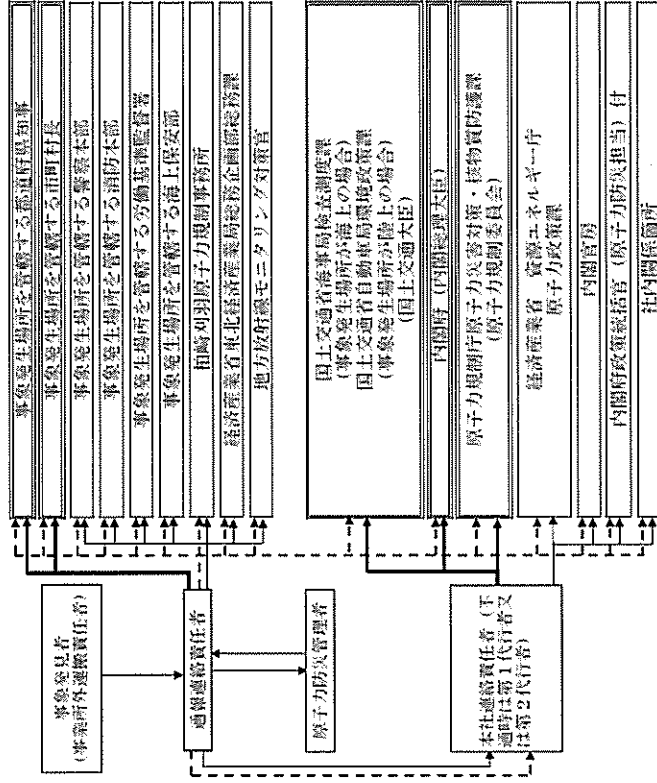
別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路



□ : 原子力災害対策指針に基づく通報先
 → : 電話によるファクシミリ着信の確認
 - - - : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による送信)
 → : 電話等による連絡

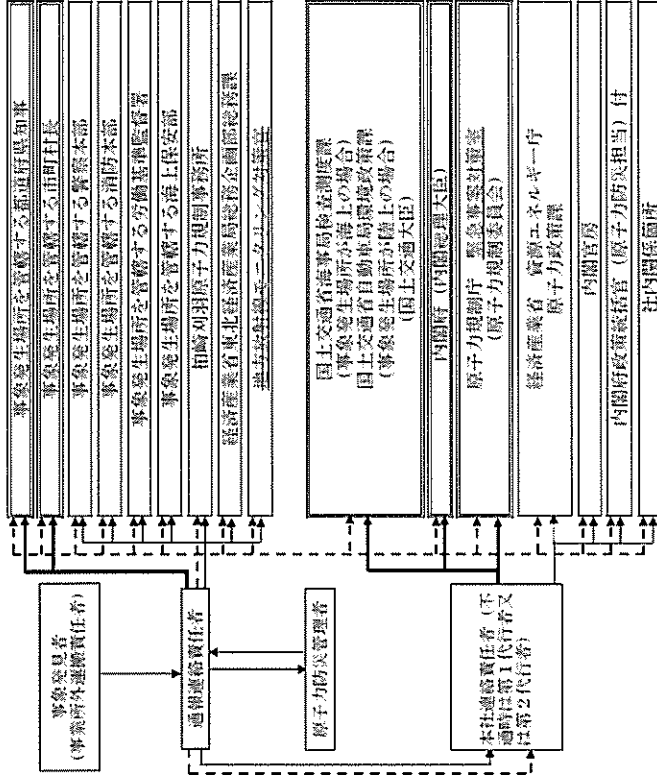
原子力規制庁組織改編に伴う読み替え

別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2)
(2) 事業所外連絡での事象発生時の通報経路



□ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 → : 電話によるファクシミリ着信の確認
 - - - : ファクシミリによる送信
 ⇨ : 電話等による連絡

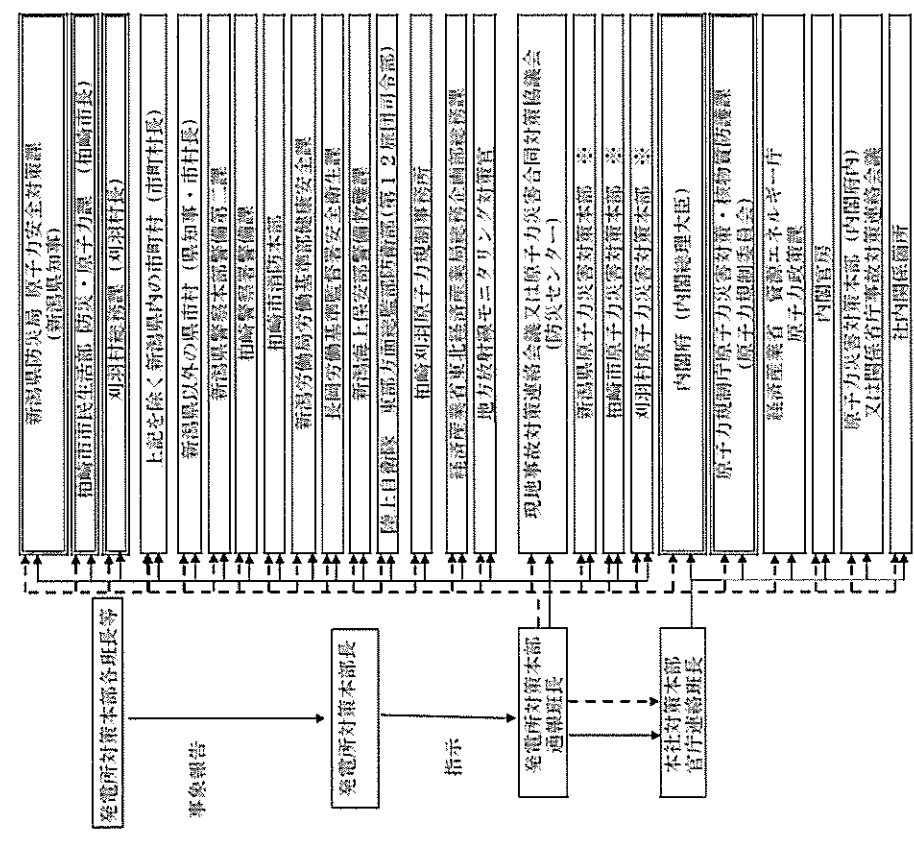
別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2)
(2) 事業所外連絡での事象発生時の通報経路



□ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 → : 電話によるファクシミリ着信の確認
 - - - : ファクシミリによる送信
 ⇨ : 電話等による連絡

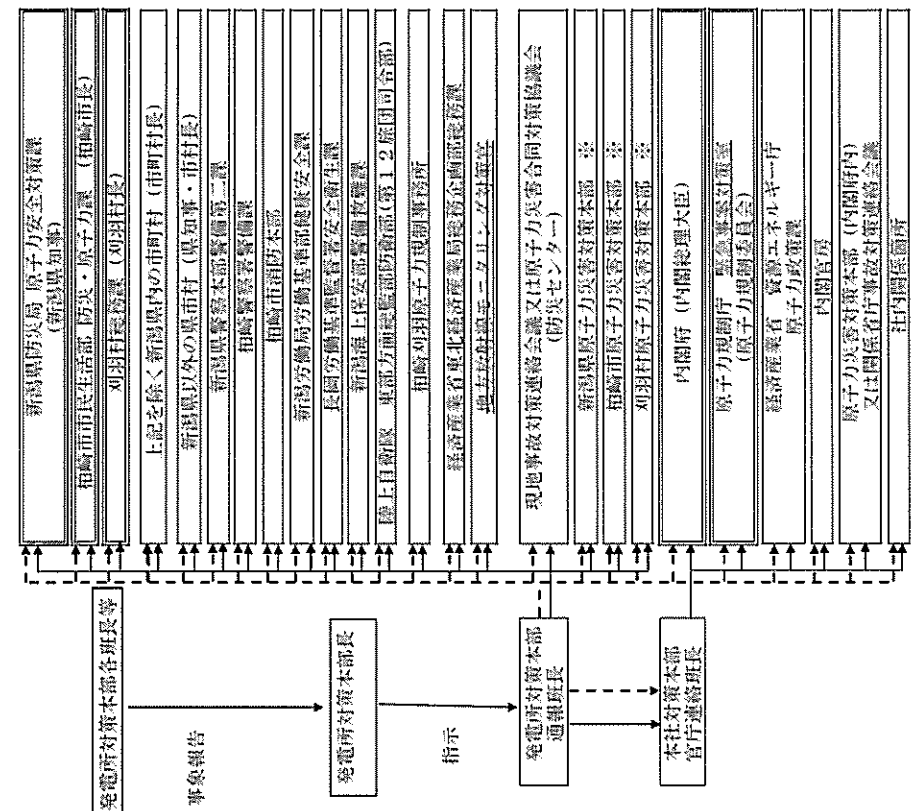
原子力規制庁組織改編に伴う読み替え

別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2)
(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路



□ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき応急措置の概要報告先
 - - - : ファクシミリによる連絡 (ファクシミリが使えない場合、郵便電話等による連絡)
 → : 電話等による連絡
 ※ : 災害対策本部が設置されている場合に限る。

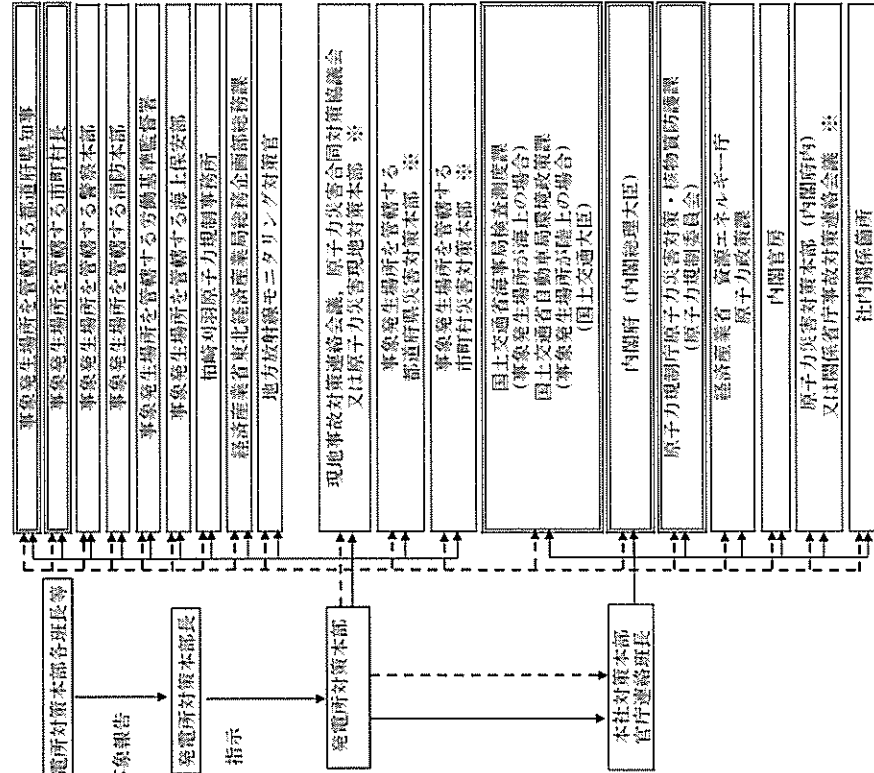
別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2)
(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路



□ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき応急措置の概要報告先
 - - - : ファクシミリによる連絡 (ファクシミリが使えない場合、郵便電話等による連絡)
 → : 電話等による連絡
 ※ : 災害対策本部が設置されている場合に限る。

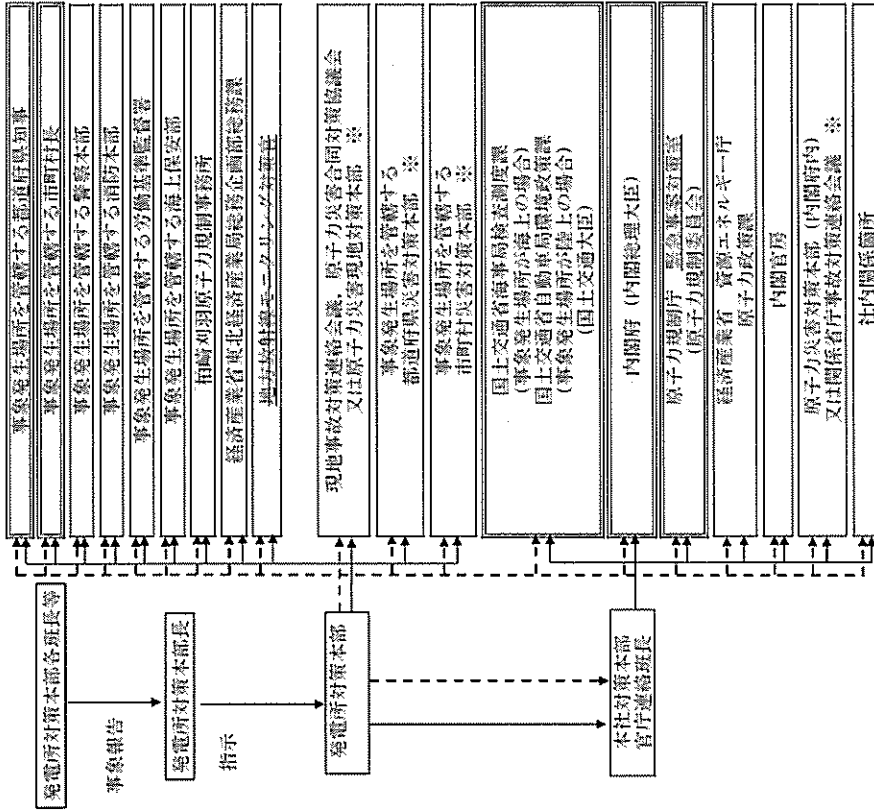
原子力規制庁組織改編に伴う読み替え

別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (2/3)
(2) 事業所外運転での事象発生時の連絡経路



: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先
 : アラクシミリによる送信
 : 電話等による連絡
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (2/2)
(2) 事業所外運転での事象発生時の連絡経路



: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先
 : アラクシミリによる送信
 : 電話等による連絡
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

原子力規制庁組織改編に伴う読み替え